

人間環境大学大学院における修士論文および博士論文に関する取扱規程

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則第38条から第42条の規定に基づき、修士の学位論文（以下「修士論文」という）および博士の学位論文（以下「博士論文」という）に関して必要な事項を定める。

(提出要件)

第2条 修士論文および博士論文は、各研究科における所定の修士課程修了要件である最低単位数を修得見込みの者で、あらかじめ研究計画書、論文題目を提出した者でなければ提出することができない。

- 2 研究計画書は、研究指導教員の指導の下、各研究科委員会に提出しなければならない。研究計画書の提出時期は、各研究科における毎年の学年暦で定める。なお、提出した研究計画書は、指導教員の承認を得て変更することができる。

(論文の提出)

第3条 修士論文および博士論文は教務課を経て、研究科委員会に提出しなければならない。

- 2 提出の時期については、1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(論文審査)

第4条 修士論文および博士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によりこれを行う。

- 2 審査委員は指導教員を主査とし、教員2名以上を副査として加えるものとする。
- 3 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

(最終試験)

第5条 修士および博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が試問の方法によって行う。

- 2 試問は口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。
- 3 最終試験の日時は、研究科委員会において決定する。

(審査等の期間)

第6条 修士論文および博士論文の審査および最終試験は、当該論文の提出期限後2ヵ月以内に終了するものとする。

(論文の合格要件)

第7条 修士論文および博士論文は、専攻科目の専門分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足りるものを持って合格とする。

(修士論文および博士論文審査結果)

第8条 修士論文および博士論文の審査および最終試験の結果は、研究科委員会の議を経て学長の承認を得なければならない。

- 2 前項の研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、3分の2以上の同意をもって決する。

(論文の提出様式)

第9条 修士論文および博士論文の提出様式等については別に定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

経過措置 平成 17 年度において修士課程 2 年次の者は、第 2 条第 2 項の規定を免除する。

附則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 28 年 8 月 31 日より施行する。

附則 この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。